

4-5 法律エキスパートシステムの基本的必要機能

吉 野 一

- 1 はじめに
- 2 法律エキスパートシステムの必要機能のリスト
- 3 法律エキスパートシステムの構造図
- 4 むすび

1 はじめに

法律エキスパートシステムは、本書1で述べたように、基本的には法的推論システムと理解すべきである。すなわち、それは、法律家の行う法的推論をコンピュータによって行うことができるシステムであるべきである。そのようなものとしての法律エキスパートシステムはどのような機能を有すべきであろうか。本稿では、筆者の考える法律エキスパートシステムの基本的必要機能を、実体法推論を中心に、要約してリストの形で提示することにする。

2 法律エキスパートシステムの必要機能のリスト

法律エキスパートシステムは、次のような機能を有すべきであろう。

①法適用の帰結、すなわち、事案に対して法律を適用したら生ずべき法的帰結を推論する機能。それは、ある事例において、いかなる法律関係、言い換えれば、いかなる権利義務関係が法の適用の結果存在することになるかを推論することである。この推論が、法律エキスパートシステムの基本的機能である。

この推論は、所与の法体系と事実とから法的決定を論理的に演繹して正当化する推論である。したがって、システムは論理的演繹推論機能を有すべきである。この推論には、一定の結論を所与の法的および事実的前提から論理的演繹として証明するいわゆる後ろ向き推論と、それらの前提からの論理的な帰結を求めて行く前向き推論とがあるが、後ろ向き推論がその基本的推論枠組みである。

②法的決定の正当化の演繹推論の前提として用いられるのは、法規のみならず、慣習法、判例、法規の解釈命題等の総体であり、システムはこれらすべてのルールを内含し、それらの適用の結果を推論できなければならない。

③判例や解釈学説はその立場が多様に分かれている場合があるので、判例通説またはシステムの作成者の立場から選ばれたルールを搭載するばかりでなく、異なった立場の判例や学説を搭載し、利用者がそれを選択して推論できる機能を有すべきである。

④単に任意のまたは定められた諸前提の下で演繹できる法的決定を確定するばかりでなく、望む法的結論を正当化しうる諸前提を捜し出すことのできる機能。この機能はとくに、弁護士の実務のために有用である。

⑤法的推論には、発見の推論がある。それは、正当化の推論の際に用いられる前提自体の発見あるいは選択をする推論、さらには実践的評価・判断作業による法的決定自体の発見あるいは選択をする推論である。法律エキスパートシステムはこの推論を支援する機能を有すべきである。これは法律や規則案の作成並びに法的選択・決断の支援のために有用である。

⑥実体法上の推論のみならず、手続（訴訟）法上の推論を行う機能。原告の主張、被告の抗弁、そして再抗弁、再々抗弁等の弁論手続、事実認定の推論など立証状況に応じた法的帰結を推論する機能。この機能は弁護士の訴訟実務および判決予測に有用である。またこのシステムにより訴訟ゲームを行うことができ法学教育にも一層有用となる〔1〕。

⑦時間の推移に伴う法的世界の変動を処理できる機能。法規範文の効力の相対性、すなわち、ルールの適用の優劣などを処理できる機能。類推推論、蓋然性推論機能等。

⑧法の論理構造や推論過程をフォローすることのできる説明機能。法的推論の重要な側面の一つは正当化、すなわち、論証にあり、この機能は、法律エキスパートシステムにとって必要不可欠である。単に結論が出ただけでは不十分で、その結論がいかなるルールを前提にどのような筋道を通して論証されたかを明示することは、その結論を人に説得するためにも、またそれをチェックしたり批判したりすることを可能にするためにも必要である。またこの機能は、法的諸ルールを知り、その論理的関連を理解し、法的推論の筋道を身につけることを目的とする法学教育にとっても極めて有用である。

⑨自然言語での入出力、適切なQ & Aシステム、システムの知識ベースのルール自体を作成・追加・修正・削除できる機能、デバッグ機能等の知的インターフェース機能。

⑩各種関連補助機能、すなわち、法律文字情報のデータベースとの結合またはそれにアクセスできる機能、通信、文書処理等、一般の情報ターミナルとしての機能。

以上である。

3 法律エキスパートシステムの構造図

上のリストに挙げられた機能を有すべき法律エキスパートシステムのシステム構造は、例えば、図-1のようなものとなろう。

4 むすび

望ましい法律エキスパートシステムの構造は、図-1が示唆しているように、来るべき第五世代コンピュータの概念〔2〕に対応するものとなろう。要求される必要機能をすべて搭載した理想的な法律エキスパートシステム——それはもはや法律人工知能と呼ぶことができよう——は、第五世代コンピュータによって初めてよく実現されうることになろう。しかし、そのことはそのようなシステムの開発が第五世代コンピュータが完成した後に初めて可能になることを意味するのではない。法律エキスパートシステムの開発研究は、第五世代コンピュータの開発研究とともに進展していくことができ、また後者の開発研究のためにも、望まれるところである。

図-1は次のことをも示している。法律エキスパートシステムが出来ても、法律情報検索のシステムは、少なくとも当分の間は、その必要性が失われないであろうということである。（あるいはかえってその必要性は高まるともいえる。）というわけは、知識ベースは、知識を分析し構造化することを要するが、これは当分の間人手によらざるをえない。これに対し、データベースはこれを自動的に作成しうる。法分野の情報量の急速な増加に鑑みて、優れた法律情報検索システムのニーズは高まっている。それは法律エキスパートシステム作成のためにも、またその利用のための補助的装置としても必要である。しかし、いつまでも知識獲得が手作業に留まっていはいけない。そのためにも知識獲得システムが法律エキスパートシステムの中でも重要な役割を演じることになるであろう。

[注]

本稿は筆者が財団法人新世代コンピュータ技術開発機構による委託研究の成果として提出した報告書の3.5章に加筆したものである。参照：吉野一『法律エキスパートシステムに関する調査——法律エキスパートシステムの可能性——』（財団法人新世代コンピュータ技術開発機構、社団法人日本機械工業連合会刊）、31-33頁。

[1] 民事訴訟法上の推論の必要機能の詳細については、本書4-6の太田論文を参照。

[2] 参照：渕一博・広瀬健『第五世代コンピュータの計画』（海鳴社）55頁以下。

図-1 法律エキスパートシステムのシステム構造図

